東播磨流域文化協議会 30 周年記念デジタルスタンプラリー・フォトコンテスト事業業務委託仕様書 (案)

1 業務名

東播磨流域文化協議会 30 周年記念デジタルスタンプラリー・フォトコンテスト事業委託

2 業務目的

東播磨流域文化協議会(以下、当協議会という)が設立30周年を迎えるにあたり、当協議会が一体となって取り組んできた「快適で質の高い生活・文化圏づくり」の歩みを振り返りつつ、地域住民が自分たちのまちの「快適な暮らし」について再発見し、また来訪者が地域の魅力を知る機会をつくることで、地域資源の活用や域内外の交流を活性化させるため、東播磨県民局と北播磨県民局の管内11市町(以下「東・北播磨エリア」という)においてデジタルスタンプラリーとフォトコンテストを複合したイベント事業を実施する。

またイベントを通して、地域住民や来訪者自らが地域の魅力を発信することを後押し、多様な暮らしやすさが詰まった地域の魅力を広くアピールする機会を創出する。

3 主催

東播磨流域文化協議会(事務局:兵庫県東播磨県民局内及び北播磨県民局内)

4 委託費・契約期間

- (1)委託限度額 2,820,000円(消費税及び地方消費税込み) ただし、景品の調達に係る費用(梱包費、抽選・発送費等を除く)について は、当協議会の令和6年度総会での議決を得られれば、甲と乙が協議のうえ、 本事業の委託料の10分の1の範囲で、別途締結する契約に基づき追加で調達 することとする。
- (2) 契約期間 契約締結日から令和7年2月28日(金)まで
- (3) 全体スケジュール

期日	内 容	
5月上旬	公募提案募集開始	
5月中旬	参加申込、質問締切	
5月下旬	企画提案書提出締切、公募提案審査会	
6月上旬	審査結果通知、請負業者決定	
6月中旬~下旬	協議会総会、契約締結	
9月~10月	イベント事業開始、運用保守	

1月中旬~	賞品発送、実績データ分析
~2月28日	実績報告書提出、データ分析報告

5 業務概要

- (1) デジタルスタンプラリーの実施・運営
- (2) フォトコンテストの実施・運営
- (3) SNS アカウントの管理運営
- (4) 広報
- (5) 問い合わせ対応
- (6)集計·分析
- (7) 景品の調達と抽選

6 業務内容

(1) デジタルスタンプラリーの実施・運営

地域の「快適な暮らし」を支える魅力的な場所(地域資源等)を再発見するためのスタンプラリーを実施する。以下の事項に即して実施すること。

ア 実施内容

- (ア)スタンプ獲得数やスタンプ収集範囲に応じて、景品の抽選に応募できるデジタルスタンプラリー(以下「スタンプラリー」という。)を実施すること。
- (イ)実施にあたり、効果的な参加者拡大が見込めるよう、工夫を凝らすこと。 また、参加者の往来が特定地域のスタンプ収集地点(以下「スタンプスポット」)に偏らないよう、景品抽選の応募条件などを設定すること。
- (ウ)スタンプラリーの名称やキャッチコピー等について、東・北播磨エリアのイメージや業務目的にふさわしい設定について、受託者(以下「乙」という。)が提案し、東播磨流域文化協議会事務局(以下「甲」という。)と協議の上、決定すること。
- (エ)参加者が正常にスタンプを獲得できなかった場合の方策を提案すること。
- (オ)スタンプスポットには、別紙「スポット候補一覧表」に記載の施設等の中から25個以上選定すること。乙は、以下の条件を踏まえて、追加のスタンプスポットを提案してもよい。なお、スポットへの事業説明や利用申請等は乙が行うものとし、必要に応じて甲が支援する。
 - a 合計30箇所程度とし、東・北播磨エリア内の11市町から最低2カ 所ずつ選定すること。
 - b スタンプスポットの選定においては、業務目的に照らして選定が妥当 であると思われる施設を選ぶとともに、周囲の交通状況等に配慮し、 無人でも参加者が滞りなくスタンプを取得できる場所を選定するこ と。

c 東・北播磨エリアの「快適な暮らし」を成り立たせる多様な側面に着 眼し、「快適な暮らし」に関するテーマを複数設定し、各スポットを設 定したテーマに分類すること。テーマ数は自由とするが、分類された スポット数がテーマ間でおおよそ均等になるよう配慮すること。テー マの設定に際して、以下の例を参考に検討すること。

水辺・自然環境・緑	歴史・文化・芸術
子育て・家庭・ファミリーレジャー	健康・癒し・長生き
賑わい・祭り・地域交流	スポーツ・アウトドア
安全・見守り・防犯	

(カ) 各スタンプスポットをつなぐモデルコースを提案すること。ただし、兵庫県や東・北播磨エリアの市町等が作成した既存の観光案内情報を参考にしてもよい。また提案したモデルコースを、後述する SNS の公式アカウントや専用公式 WEB サイト等を通じて周知すること。

イ 開催期間

令和6年9月から翌年1月までの期間で、連続して2ヶ月から3か月程度とし、甲乙が協議の上決定する。

ウ デジタルスタンプラリーに使用するシステム等

スタンプ獲得に用いる電子端末は、参加者個人が所有するものとし、システムには次に掲げる機能を備えること。ただし、既存のデジタルスタンプラリーシステムの活用も可とする。

- (ア) 特定のモバイル端末機種に限定されずに運用可能なシステムとすること。
- (イ) 電子端末上でスタンプを収集できるようにすること (2次元コード、GPS機能などの様式は問わない)。ただし、アプリのダウンロードや本事業に関与しないと甲が判断するサービスへのユーザー登録など、参加の敷居を高くする参加要件の設定は避けること。
- (ウ) 同一端末が同一スポットで複数回スタンプを取得できないよう措置を講じる こと。

(2) フォトコンテストの実施・運営

地域の「快適な暮らし」をテーマとした「地域自慢フォトコンテスト」を実施する。以下の事項に即して事業を実施すること。

ア 実施内容

参加者が SNS 上で作品を投稿し、審査結果に応じて応募者が景品を獲得できるフォトコンテスト(以下「フォトコンテスト」という)を実施すること。

(ア) 応募方法

a SNS を利用してコンテストを実施すること。使用する SNS は Instagram (https://www.instagram.com) とし、後述する公式アカウントを通じて作品の投稿を受け付けること。

- b 応募者は上記の公式アカウントをフォローした上で、ハッシュタグ等のコンテストへ参加意思が分かる表記、作品への思いやコメント及び撮影場所が分かる情報を付して SNS 上に作品を投稿する。具体的なハッシュタグ等の内容や撮影場所に関する表記方法は、甲と乙が協議の上、決定する。
- c 乙は応募方法や、審査対象、注意事項や禁止事項などについてまとめた応募 要項を定め、専用公式WEBサイト等を通じて一般に周知すること。応募要 領の内容は、甲と乙が別途協議して決定する。

(イ) 審査対象

以下のいずれかに関連し、下記に基づき設定された開催期間内に投稿された写真を応募作品として受付ける。撮影日の制限は設けないこととし、応募者本人以外が撮影した写真の投稿はコンテストの審査対象外とする。居住地等に応じた撮影者の応募資格の制限は設けない。

- a 地域の暮らしの魅力やポジティブな面(快適さ、豊かさ、楽しさ、充実感など)が伝わる写真(風景や町並み、地域づくり活動やイベント等の様子、飲食店や観光スポット、歴史・文化施設等を被写体としたもの)
- b 各スタンプスポットの魅力が伝わる写真で、甲が業務目的に照らしてふさわ しいと判断した写真

(ウ)審査結果発表

入賞作品は SNS 上の公式アカウント及び後述の専用公式 WEB サイトを通じて発表すること。

イ 開催期間

令和6年9月から翌年1月までの期間で、連続して2ヶ月から3か月程度とし、甲乙が協議の上決定する。

ウ コンテストの運営

- (ア) コンテストに関する問合せ、運営等の事務処理は乙が行うこと。
- (イ) 写真の審査に関しては、1次審査を乙が、2次審査を甲が行い、審査に係る資料等は乙が取りまとめること。
- (ウ)審査結果を踏まえ入賞作品を選出し、SNS のダイレクトメッセージ機能等を通じて、投稿者へ入賞した旨を伝えること。また景品の発送に必要な個人情報を収集する際は、入賞者の同意を得たうえで、個人情報保護法及び同法施行条例に則るとともに、収集した情報を適切に管理し、本事業以外の目的で収集した情報を利用しないこと。

(3) SNS アカウントの管理運営

スタンプラリーとフォトコンテストの運営や情報発信を目的とした公式アカウントを Instagram (https://www.instagram.com) 上に開設し、以下に則してアカウントの運営・管理を行うこと。ただし、乙が運営する既存の Instagram 上のアカウントを公式アカウントとして活用しても良い。

ア 実施内容

(ア) 投稿頻度

乙は投稿内容と投稿頻度を定めた投稿スケジュールについて、アカウント 稼働前に甲に提案し、承認を得ること。

(イ) 投稿内容

以下の内容について投稿を行うこと。

- a デジタルスタンプラリーやフォトコンテストに関する告知や広報
- b フォトコンテスト応募作品の紹介
- c スタンプスポットの紹介
- d 東播磨流域文化協議会に関する情報発信
- e その他甲が必要と認めた内容

(ウ) 問い合わせ対応

SNS 上のダイレクトメッセージ機能等で公式アカウント宛てに問い合わせ等があった場合は、後述する専用窓口に誘導すること。

イ 実施期間

本業務の契約期間とする。ただし、アカウント稼働までの準備期間を含むこととし、アカウント稼働開始までのスケジュールは、甲と乙が協議の上決定する。

ウ アカウント管理

乙は契約終了後の公式アカウントの取扱いについて甲と協議し、甲の承認を得ること。

(4) 広報

- ア 乙は、効果的な周知が図られるよう、下記の PR ツールを作成すること。 見た者が参加したくなるような魅力的なデザインとすること。
 - (ア) チラシ (A4 版) 1,000 部程度
 - (イ) 専用特設 WEB サイト

以下の情報を掲載した、専用特設サイトをデザイン提案して構築すること。なお、本事業を連想しやすい専用ドメインを乙が提案して取得する他、乙のホームページ内等での作成も可とする。 なお専用ドメインを取得する場合は、本事業の完了後3年間、乙の責任でドメインを保持し続けること (ドメイン保持のための費用は乙が負担する)。

- a 開催概要(使い方、参加方法、注意事項、FAQ、問い合わせ先等) を 作成すること。
- b コースやスポット一覧(一覧に記載する内容:名称、概要、写真、位置 図、アクセス案内、既存サイトへのリンク先等)
- c スタンプ設置箇所(全体の位置関係が分かるマップ)
- d 交換景品情報
- e 応募要項 (禁止事項などの注意事項を含む)
- f 甲のホームページや SNS 等、情報発信を行う他媒体へのリンク
- g その他、甲と乙が協議の上、決定したもの
- イ 6 (4) ア (ア) 及び (イ) は乙が各所へ送付作業を行うこと。なお、送付リストは甲が乙に提供する。
- ウ その他、テレビやラジオ放送、新聞折り込み等、可能な限りの広報を行うこ と。

(5) 問い合わせ対応

- ア 専用窓口を開設し、専用の電話窓口の設置及び専用メールアドレスを取得する こと。それ以外の手法については、甲と乙が協議し、参加者の利便性に配慮する こと。
- イ 窓口の対応期間は、6 (1)及び(2)の開催期間の土日祝日を含む全日とし、対応時間帯は午前9時~午後5時までとする。対応時間帯を変更する場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。
- ウ 対応が困難な問い合わせは、甲と協議の上、対応を決定するものとする。
- エ 問い合わせ内容・対応結果の記録管理を行い、甲が求めた場合は随時提示すること。

(6) 集計·分析

- ア 乙は、各スポットのスタンプ獲得状況を集計し、好まれる地点や多く選ばれた 地点などの分析を行うこと。
- イ 乙は、甲の求めに応じ、集計データを提供すること。提供時期やデータの種類 については、甲と乙が協議の上、決定する。

(7) 景品の抽選と手配

以下の項目の内容を踏まえ、甲と乙が協議の上、スタンプラリー及びフォトコンテストにかかる景品の選定、購入及び発送を実施すること。 なおスタンプラリーの景品については、抽選の当選者へ発送すること。

- ア 獲得したスタンプに応じて景品の抽選に応募できる仕様とし、抽選の方法、応 募区分や期間中の抽選間隔について、乙の提案をもとに甲と乙が協議の上決定す る。
- イ 景品の応募はモバイル端末の専用 WEB サイトまたはスタンプラリーシステム上で行えるようにすること。
- ウ 景品の発送に必要な個人情報は、下記のタイミングで収集し、景品当選時の連絡と発送にのみに利用すること。加えて、本業務を遂行する上で必要最低限の個人情報のみを収集すること。また、収集した個人情報の使途について、参加者がイベント参加前に確認できるよう、専用ホームページ等で周知徹底すること。
 - (ア) スタンプラリーの抽選応募者ついては、参加者が景品の抽選に応募する時 点で収集すること。
 - (イ) フォトコンテスト入賞者については、審査結果を当選者へ通知する際に収集すること。
- エ 景品に係る費用(調達費、梱包費、抽選・発送費等)は本事業委託に含む。ただし調達費用に関しては、当協議会の令和6年度総会での議決に基づき、甲と乙が協議のうえ、本事業の委託料の10分の1の範囲で、別途締結する契約に基づき追加で調達することとする。

7 コンテンツ作成時の留意点

コンテンツ稼働前に操作テストを行い、動作確認を実施すること。

8 成果品

乙は、事業完了から14日以内に、速やかに業務完了報告書を提出すること。

(1) 実績報告書

以下を報告の事項とする。原則としてA4版・両面印刷とすること。

- ア 委託業務の実施内容
- イ 参加者数・スタンプ獲得状況の集計結果と分析結果
- ウ 事業参加者の反応等の集計結果と分析結果
- エ その他甲が指示するもの
- (2) 成果物や広報で作成したマップなど甲が求める電子データ (PDF 及びイラストレータ形式の最終データを CD-R に保存) 及び紙媒体
- (3) 8 (1) イ及びウの集計結果及び分析結果のエクセル形式データ
- (4)(必要に応じて)実施内容の説明資料

9 注意事項

(1) 本事業の契約及び景品の追加調達に係る契約は、本事業の計画が東播磨流域文化協議会の総会で議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じるものとする。

<u>なお、本事業の公募提案に係る費用は事業者の負担とする。本事業が総会で議決</u>されず、無効となった場合も同様とする。

- (2) 本業務内容は、協議により追加、修正、削除することがある。
- (3) 契約後においても開催を中止・変更する場合がある。中止・変更時の精算・契約変更等の対応については、乙が代替措置について速やかに甲へ提案し、協議の上で定める。なお、開催中止となった場合は、甲が本業務委託に係る内容変更または精算に係る事務の参考とするため、乙は甲から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した本業務に関する費用について積算したものを、甲の指示する日時までに提出すること。
- (4) 乙は、本業務の主たる部分を第三者に再委託することはできない。本業務の一部を再委託する場合には、事前に甲の承諾を得ること。
- (5) 委託料には、二次利用などデザイン企画・設計に係る著作権その他一切の権利 関係の整理に係る費用を含む。
- (6) 本業務遂行にあたり知り得た個人情報は、個人情報保護法及び同法施行条例に 則り適切に管理すること。
- (7) 乙はこの仕様書に基づき、適宜、甲と連絡を取りその指示に従うこと。
- (8) 本業務の遂行にあたり、乙は、甲及び関係者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。なお、甲と乙とは、適宜必要に応じて協議を 実施することとし、必要に応じて関係者も参加の上で行う。

- (9) 乙が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に含まれるものとし、甲は契約金額以外の費用を負担しない。
- (10) 備品(1品10万円以上)の調達についてはリース又はレンタルによること。
- (11) 本業務(費) に係る経理については、他の事業(費) と明確に区分するとともに、証拠書類を整理し事業終了後5年間保存すること。
- (12) 乙が消費税の免税事業者である場合、自社が負担しない消費税は計上しないこと。
- (13) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、甲が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。
- (14) 事故・損害等の対策や対応については、第一義的には乙において対応すること。
- (15) 乙は、委託業務の実施において不明な点が生じたときは、その都度甲と協議を行い、委託業務の円滑かつ適切な実施に努めること。